

## 第2回税制調査会議事録

日 時：平成25年8月5日（月）13時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

それでは、時間となりましたので、ただいまから第2回税制調査会を開会します。

本日は、麻生副総理兼財務大臣、甘利経済財政担当大臣、新藤総務大臣に御出席いただいています。また、小渕財務副大臣、坂本総務副大臣にも併せて御出席をいただいています。

それでは、まず、麻生副総理から御挨拶を賜れればと思いますので、よろしくお願いします。

### ○麻生副総理兼財務大臣

麻生太郎です。

本日は、お忙しい中、かつ大変暑くなってきた中、また熱い話に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。

前回の会議で総理から諮問が行われて、その際、国際課税の問題についての言及がありました。この国際課税の話は、5月のG7の時に、日本からこの話を最初に提起し、その後、イギリスでのG8の首脳会議でも取り上げられた課題で、これは積極的に日本が問題提起を行った問題でもあります。

先日、私が出席したモスクワでのG20の財務大臣会合でも、多国籍企業による国際的な租税回避への対応、通称BEPSが非常に大きな議題となっており、各国がこれに対して何らかの行動を起こすべきであると言われて、各国がこれに取り組んでいるところだと思います。私からも、各国が他国からの産業の誘致を狙って、底なしの税負担引下げ競争をするのを避けて、協調して各国の税制の調和を図るべきではないかということをお願いしています。

特に、この取組みの中心的役割を担っているのは、OECDの租税委員会ですが、この租税委員会の委員長は日本から選挙で出しています。今、総括審議官をやっている浅川が委員長をしているのですが、これまでもOECDの場でこれらの議論をずっとリードしてきたところでもあり、こうした中で、ぜひ税制調査会でも、まずは国際課税、その他にもマイナンバーの話や、税務執行をめぐる課題などについて、大所高所からの御意見を拝聴させていただくことは、誠に意義深いことだと考えていますので、中里会長、また神野会長代理をはじめ、各委員の皆様方の充実した御意見をお願い申し上げます。

よろしくお願いします。

### ○中里会長

ありがとうございました。

続きまして、甘利経済財政担当大臣から御挨拶を賜れればと思います。

大臣、よろしくお願いします。

#### ○甘利経済財政担当大臣

経済財政担当大臣の甘利明です。

気が付いたらもう8月になり、税制調査会の議論もいよいよ本格化をしてきます。もとより、長引くデフレから脱却をして、健全な経済成長路線に日本経済を持っていける。その中で、財政再建あるいは社会保障の持続性と経済の再生、好循環をつくっていくことが我が国の至上命題になっています。委員の先生方にはあらまほしき姿に向けてガイドラインを作っていただくということで、暑い中ではありますが、鋭意議論を深めていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、新藤総務大臣から御挨拶を賜れればと思います。

よろしくお願いします。

#### ○新藤総務大臣

総務大臣を拝命しています、新藤義孝です。

私たち安倍内閣は、最大の使命は日本経済の再生をすることです。しかも、この経済の成長が国民に実感を持って迎えられる、それが非常に重要だと思っています。

その上で、私ども総務省としては、何よりも地域の元気をつくることです。そして、地域の街に住む方々がその街で経済を実感できる。こういったことをやっていかなければならないと思います。ですから、成長戦略や地域の元気創造プランというものを私どもで今、作っていますが、こういったものによって、まず、地方税収をしっかりと確保することが重要だと思っています。

それから、地方の分権改革を推進する。その中で基盤となる地方税の充実も図っていかねばならないと考えています。

併せて、社会保障と税の一体改革を進めるためにも、安定財源としてきちんとした着実な推進が必要だと考えています。そして、何よりも経済社会構造が変化している。それに対して税制をどのようにマッチングさせていくか。また、戦略的な取組みを行うか。こういったことも含めて地方税についてあるべき姿を先生方からお示しいただければありがたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、申し訳ございませんが、カメラの方は御退室をお願いします。

(カメラ退室)

#### ○中里会長

それでは、ここで3大臣につきましては、所用のため退席させていただきます。

(麻生副総理兼財務大臣退室)

(甘利経済財政担当大臣退室)

(新藤総務大臣退室)

## ○中里会長

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、「税財政の現状等について」及び「各委員からの意見表明等」と二つの議題を挙げています。

本日は、まず、事務方から、税財政の現状の説明を伺った後、各委員の皆様から、お一人お一人に幅広い観点から御所見をお伺いしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは早速、議題1「税財政の現状等について」に入りたいと思います。この議題は、事務方から御説明をいただこうと思います。

まず、財務省主税局、住澤調査課長から、税財政の現状等について説明をいただきたいと思います。

住澤調査課長、よろしくお願いします。

## ○住澤主税局調査課長

住澤です。よろしくお願いします。

それでは、お手元の資料、総2-1という番号の、財務省の説明資料を御覧いただきたいと思います。

1 ページ目、まず、我が国財政のここ四半世紀の状況を概観しています。

この四半世紀の間、歳出総額が社会保障の自然増であるとか、その他の要因で大きく膨れてきています。一方で、一般会計税収は、度重なる減税、その他の要因によって長期的には低下傾向にありまして、この歳出と歳入のギャップが拡大してきている傾向が見られます。近年では、歳出の半分も税収で賄えない状況が続いているというのが、マクロで見た我が国財政の現状です。

2 ページ目、主な3税目、所得税、法人税、消費税の税収の動向をグラフにしています。この間、様々な減税に加え、資産価格の動向や、経済の変動に応じ、所得税や法人税といった直接税は非常に大きく振れている傾向が御覧いただけたと思います。これに対して消費税は非常に安定的な動きを示しているのが、この税収面から見た特徴になっています。

3 ページ目、国際的に見て国民負担の状況を比較するために、社会保険料と租税負担を国民所得で割り、いわゆる国民負担率の国際比較をしています。

一番下の欄に老年人口比率ということで、高齢者の方々の比率を示していますが、我が国は23%で、主要国中最も高い高齢化比率を示しています。こうした中で負担面は、社会保障も含めた国民負担率が欧州諸国よりかなり低い水準にとどまっています。

こうした中で、租税負担率は、主要先進国中最低の水準となっています。

内訳を見ると、個人所得課税の水準が一番低くなっています。また、法人所得課税と個人所得課税は、各国、役割分担がそれぞれ異なるので、個人所得課税と法人所得課税を加えた所得課税の水準で見ても一番低い水準となっています。

次に、消費課税。我が国は7.0%となっていますが、このうち消費税は3.6%ぐらいが含まれています。7%という水準は欧州諸国に比べるとかなり低い水準になっているのが、我が国の国民負担率の内訳の特徴となっています。

4 ページ目、時系列で見て、これまでこの四半世紀の間、我が国の税制がたどってきた動きを巨視的に捉えた資料です。

昭和62、63年に行われた抜本的税制改革により、平成元年から消費税が創設され、平成6年の税制改革で消費税率が引き上げられ、平成9年から実施されるといった動きになっています。こうした税制改革は直間比率の是正や、所得、消費、資産のバランスある税体系を構築するという観点から、消費税の増税と組み合わせで所得税、法人税、相続税の大幅な減税とともに行われてきたという流れです。

平成元年に実施された抜本改革では、大幅な直接税の減税超過の改正となっており、平成6年秋の税制改革は、まず、平成6、7年から直接税の減税を先行させ、後に消費税が引き上がるという先行減税型の改正となっています。

その後、平成10年、11年には、当時の経済の停滞に対応する観点から、定率減税の実施あるいは所得税、法人税の税率の引下げ等の改正が行われています。

平成15年の改正では、消費税、所得税の増税と法人税、相続税の減税を組み合わせる、いわゆる多年度中立型の改正が行われました。その後、国、地方の間で3兆円の税源移譲が行われ、また、平成22年以降の税制改正では、今回の消費税率引上げを伴う抜本的な税制改革に先立ち、諸控除の見直し、給与所得控除の上限設定等の控除の見直しに加えて、法人税についても、課税ベースを多少広げながら税率を引き下げるといった改正も先立って行われています。併せて、復興財源を確保するための所要の措置も講じられています。

その上で、5 ページですが、昨年8月に成立しました税制抜本改革法には、御承知のとおり、消費税を二段階で引き上げていくことが規定されています。併せて、消費税については、社会保障財源化し、年金、医療、介護、少子化対策といった4経費に充当することが法律で定められたというのも今回の特徴です。

検討課題として、格差の是正等の観点から所得税、資産課税の見直し、あるいは経済への配慮、低所得者対策、価格転嫁対策といった課題があります。

平成25年度改正で、所得税については最高税率の見直しをはじめとして幾つかの改正を行いました。また、相続税についても基礎控除の引下げ等が実現しています。抜本改革に伴う宿題の一部がこういった格好で実現しています。

また、経済への配慮の観点からは、経済対策の一環、いわゆる機動的な財政政策の

一環として、生産設備等に投資をした際の抜本的な投資減税等の創設が行われています。また、消費税率の引上げに伴い需要の平準化の観点から、住宅ローン減税の延長・拡充等の措置も講じられたところです。

また、価格転嫁対策としては、本年6月に税制改正とは別に、独禁法・下請法の特例措置を講じまして、強力に価格転嫁対策を推進するための法律が成立しています。

今後の課題として、経済への配慮も行いつつ、税制抜本改革法の附則18条にのっとり、秋に引上げに関する判断を行っていくことになります。

また、低所得者対策の一環として、簡素な給付措置あるいは複数税率等の課題について、政府、与党で検討を行っていくことになります。

また、価格転嫁対策についても、特別措置法の施行を着実に進めていくという課題があります。

次に、当面する課題について付言したいと思います。

先ほど大臣の御挨拶でも、執行面から見た国際課税あるいはマイナンバー等の課題、公平・公正な課税の実現といったテーマについて御審議をお願いしたいという御発言がありました。

先般、6月24日の第1回総会で、総理からも同様の御発言をいただいています。G8首脳サミットや、G20の財務大臣会合の場で、多国籍企業による国際的な租税回避への対応策が主要な議題として取り上げられる動きになっています。

下に「主な論点」と書いてありますが、税源の浸食の問題あるいは利益の移転をどうするか。こういったBEPSと言われる問題についてのOECDでの議論に対応してどのような対応策を講じていくか。また、消費税等について国境を越えた役務の提供に対する課税の在り方といった課題を抱えています。

7ページ目、いわゆるマイナンバー法が本年5月に成立をしています。この法律に基づき、平成28年から番号カードの交付等が始まり、番号が利用開始となります。併せて、税の分野でも、既存の申告書あるいは支払調書等へ番号記載が義務付けられることになりますが、右下の抜本改革法の条文のとおり、納税者の利便の向上あるいは調書の拡充による必要な情報の収集等に関してどのような施策を講じていくかが引き続き検討課題とされています。

最後に、現在、与党で議論されている成長戦略の関係について付言します。6月に閣議決定された日本再興戦略、いわゆる成長戦略の内容です。

大きく2点、8ページの下の方ですが、民間投資の活性化に向けた方針ということで、生産設備の新陳代謝を促進する取組み、枠組みをつくって強力に推進するため、これに応じて新陳代謝を進める企業に対する税制を含めた支援措置を検討していくということです。

また、9ページですが、④事業再編・事業組換えの促進ということで、事業再編を促進するための税制措置についても検討課題ということで、現在、与党の税制調査会を

中心として議論が進められているところです。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

続きまして、総務省自治税務局、濱田企画課長から、地方税財政の現状等について説明をいただきたいと思います。

濱田企画課長、よろしくお願いします。

#### ○濱田自治税務局企画課長

総務省の濱田です。

資料右肩、総 2－2 の総務省説明資料に沿って御説明したいと思います。

1 ページ、国税・地方税の税收規模の全体像を御覧下さい。

一番上にありますように、国税の場合、所得税、法人税、消費税が大きな三本柱となっています。

地方税の合計が 2 段目でして、個人住民税、法人二税が柱となっていますが、地方消費税は若干ウェイトが小さく、固定資産税が地方の場合、大きな柱になっています。

また、3 段目、4 段目を御覧いただきますと、特に都道府県のレベルの地方法人二税のウェイトが高くなっています。市町村税のレベルになると固定資産税のウェイトが高いということが地方税の場合の特色になっています。

2 ページ目は、地方税收の昭和末期からの推移を示したものです。

先ほど説明のあった国税と同様に、景気の動向により増収、減収がありますが、最近の状況で見ると、平成19年度、景気回復と 3 兆円の税源移譲などにより、39.5 兆円が地方税收の近年のピークで、いわゆるリーマン・ショック後、減収があり、現在、35 兆円余りのところで税收の規模が推移している状況にあります。

3 ページ目ですが、国と同様に地方も巨額の財源不足が続く状況にあります。いわゆるバブル経済の崩壊後、地方の財源不足も拡大してきました。平成19年頃に景気回復を受けて若干縮小していますが、その後、リーマン・ショックを受けて財源不足を再び拡大して現在に至っている状況です。

右端を御覧いただくと、現在、35 兆円余りの地方税收の規模に対して、年間で13 兆円を上回る財源不足が生じている状況です。地方財政の規模全体が80 兆円余りで、これと比べても16.2%に相当する財源不足を生じているのが現状でして、これらについて、資料下の地方債の増発や、地方交付税の特例的な増額によって対応を余儀なくされているのが昨今の状況です。

4 ページ目は、地方税の主要な税目の税收の推移です。

これを御覧いただくと、一番下の地方消費税あるいは固定資産税について、特に平成10年度以降、この二つの税目は景気の動向に比較的左右されずに安定的な推移をしています。逆に言いますと、その上の地方法人二税あるいは個人住民税の二つは景

気の動向に大きく左右されていることがお分かりいただけると思います。

5 ページ目ですが、国と異なり、地方の財政の場合は、約1,800の都道府県、市町村の地方団体の財政を支える役割があります。そういう観点から申し上げますと、地方税には地域的な偏在があることをお示しした資料です。

一番左側、地方税の合計、合わせて35兆円程の税収について、各県別に人口一人当たりの税収にして比較をした場合、最大の東京都と最小の沖縄県では2.5倍の差があります。

これを税目別に御覧いただくと、真ん中の地方法人二税は、特に地域的な偏りが顕著で、一番下の数字のとおり、5.3倍の最大、最小差があります。これと比べると、右側の地方消費税あるいは固定資産税などは、先ほど景気に対して安定的と言いましたが、地域的な偏りという面で見ても、比較的偏りが少ないという特色があります。

6 ページ目は、最近の税制改正等の主な動き、国税に対応して地方税について作成したものです。地方税固有の動きを、ポイントを絞って御説明します。

まず、左側から二つ目の平成6年度税制改革の下の欄ですが、消費課税の地方消費税が創設されました。5%分のうちの1%が地方消費税として導入されました。また、下の固定資産税について、土地の評価、宅地の公示価格に対する7割評価の導入といった取組みが行われています。

真ん中の一番下ですが、いわゆる分権一括法の中で法定外普通税について、それまでの許可制が国、地方、対等・協力の関係になっていくことを反映して、協議・同意制に変更するという動きがあります。

また、右から二つ目、平成15年度以降の欄ですが、一番上の個人所得課税については、先ほどお話がありました所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が19年度から本格的に実施されたほか、その下の法人課税では、いわゆる外形標準課税制度の導入、最近の経済実態を反映した都道府県間の法人事業税の分割基準の見直し、地方法人特別税・譲与税の創設。これは法人事業税の一部を国税の地方法人特別税に振り替えまして、譲与税の形で再配分をして地域間の偏在、偏りを是正するものとして平成20年度から導入しているものです。こういった改正というのが近年の動きです。

7 ページは、今般の税制抜本改革の課題についてまとめています。

上の表は、先ほど御説明がありました消費税率の段階的な引上げにより、地方消費税も現行1%分から1.7%分、2.2%分と段階的な引上げを行うことにしています。

特に地方に関連した検討事項として、先ほど御紹介がありました低所得者対策、転嫁対策、また医療、住宅、車体課税等の対応策があります。併せて、先ほど申しました地方法人課税の在り方、いわゆる偏在是正のための地方法人特別税が税制抜本改革までの暫定措置とされていることとの関係もあり、地方法人特別税の在り方についても改めて見直すことが喫緊の課題となっています。

最後に8 ページですが、当面の課題として御紹介がありました、いわゆるマイナン

バー、番号制度の関連です。とりわけ個人住民税に関しての活用のイメージを示した図です。

右側のように、所得情報の名寄せがかなり円滑に行えるようになることと併せて、右下のように、福祉分野等へ所得情報等を非常に円滑に提供ができ、納税者、国民の方々の利便向上にも大きな期待が持たれており、これらの具体的な在り方について今後御検討をお願いしたいという趣旨で付けた資料です。

以上です。

## ○中里会長

ありがとうございました。

税財政の現状等について、簡潔ではありますが、概略を説明していただきました。

引き続き、議題2の「各委員からの意見表明等」に移りたいと思います。

ここでは特段決まったテーマを設定していませんので、委員の皆様のこれまでの税との関わり、税制への御所見あるいは忌憚のない御意見等々をお伺いできればと思います。

時間の制約もありますので、恐縮ですが、お一人の委員につき2分から3分程度の持ち時間をお願いします。ストップウォッチで測りませんが、適宜よろしくをお願いします。

なお、発言は御着席のままで結構です。

それでは、五十音順で、まずは、秋池特別委員から御発言をお願いします。

## ○秋池特別委員

よろしくお願いします。

本日の御説明等も踏まえて感じたことですが、財務省の御説明の2ページを拝見した時に、改めて消費税が、額はもちろん比率によりますが、安定した税収になり得るということを認識しています。

2020年にプライマリーバランスを黒字化するという目標が、これは以前の目標よりも大分、先に来ているわけですが、やはり国の財政が健全であることは、今後、日本が成長していく上でも根幹となる重要なことだと思っていますので、こちらを良い方に向かわせていく。それは法人が利益をもっと上げていくことであるとか、今、税金を払っていない法人が払っていくようになるとか、いろいろな方法があるわけですが、入ってくるものを改めて調査会でも事実を見せていただきながら議論をすることでプライマリーバランスの黒字化の目標をぜひ達成して、国際社会に対しても、国内に対しても健全な姿を見せていくことは非常に重要だと感じています。

もう一つ、個人についてですが、実効税率が、所得によっては他国よりも低いという議論もあるようで、この辺りについても事実を認識しながら税の全体像、グランドデザインがどうあるべきかという議論もできていくとよいと思っています。

もう一つ、税の話は非常に身近なのですが、一般の国民にはなかなか理解されにく



いところがあり、例えば法人税や所得税あるいは消費税も、本当に正確にその背景や内容が理解されているかという、必ずしもそうではないのではないかと思います。特に個々の国民に身近な消費税も、実際はどういうものなのか。もしかしたら消費税という名前によって引き起こされている誤解もあるのかもしれませんが、法人税も国際比較をするときに同じ前提に揃えて比較をするのは簡単ではないと思いますので、こういった辺りも整理しながら、事実に基づいた質の高い議論が国民の間に喚起されていくと良いと思います。そういった中で国際課税の問題や、この国の経済の成長も念頭に置いた議論となっていくと良いと考えています。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

続きまして、井伊委員、よろしくお願いします。

#### ○井伊委員

私からは4点あります。

1点目は、まず、消費税を予定どおりに増税することです。

2点目は、法人税改革ですが、法人税率が日本で高止まりしている要因は、私は、地方法人税にあると思っていますので、今回の法人税改革は地方税改革であるべきだと思います。国税と地方税の資料が、今日もそうなのですが、こうしていつも仲良く二つ出てくるのも日本の税制を非常に象徴していると思います。もう少し国と地方間で課税ベースを棲み分けた上で、地方税は霞ヶ関ではなく、地方での議論のウエートを増やすようにすべきではないかと思います。具体的には、地方法人税を下げる代わりに固定資産税や住民税の見直しが必要です。私は、医療政策や医療経済を専門にしていますが、社会保障制度改革が進まない理由の一つは、医療や介護といった公共サービスの給付に対して地域住民が負担をするという意識を持ちにくい地方税制度になっていることがあります。ですから、地方税での応益税、サービスや給付に応じた負担としての性格を明確にすることが必要だと思います。

3点目が、中小企業の経営で、法人税よりも気になるのは社会保険料です。ですから、社会保険料も税調の中で一体的に、それが難しければ、常に念頭に置きつつ議論をしてほしいと思います。

4点目です。今まで細かい点を申し上げましたが、税制の議論はやはり中期的な財政健全化のシナリオがないと本来議論すべき半分もできないように思います。ですから、まず、財政健全化のシナリオを作り、その上で税制がその中でどういう役割を分担するのかを議論するのが王道だと思います。例えばアベノミクスで投資減税の話が出ていますが、もっと骨太な成長の税制とは何なのか。日本では税制がどう成長を阻害しているのかといったことを分析することだと思います。まず、諸外国で成長の促進税制、これは法人税に限らないと思いますが、そういった研究などもできたらと思っています。

以上、4点です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

続きまして、伊藤委員、よろしくお願いします。

#### ○伊藤委員

ありがとうございます。

今日は何を話しても良いということなので、少し大きな話をしたいと思います。

税というのは簡単にすぐころころ変えられるものではないという意味では、一旦確立した税は当然そこに定着すると同時に、将来、税を変えていくためにはそれなりの長い準備が多分、必要なのだと思います。それは単にこういう専門家の中で議論するだけではなく、国民とどうコミュニケーションするか、あるいは求めていくか。

そういう観点で見たときに、これから5年後、10年後でも良いのですが、少し中期の中で日本の税はどうなっていくだろうかと考えてくると、これはもう言うまでもないことですが、日本の財政健全化と非常に関わってくるところだと思います。

御案内のように、政府は2015年までにプライマリーバランスの財政赤字を2010年比で半減するという目標を立て、今、いろいろなことを努力しようとしているわけで、これはもちろん消費税も含めていろいろななかなか難しい課題はありますが、その先の2020年にプライマリーバランスを黒字にするというのは、常識的ないろいろな数字で並べてみると、なかなか達成が難しい面もたくさんあるだろうということが多分、常識的な認識だろうと思います。

そうすると、2020年辺りまでにプライマリーバランスの黒字化を本当に目指すことを真剣に考えるとすると、それは税に関わる部分、もちろん税だけではなく、歳出の部分も非常に重要だと思うのですが、それなりの腰の据わった議論を今からしておかないといけないのかなと。それをする場がここなのか、もう少し他の、いわゆる一般的な専門家の議論なのかは別として、そのところが恐らく今後の日本の税制を考える上では一番重要な柱になってくるのかなと個人的には思っています。

細かい話ですが重要な話で、先ほど井伊さんもおっしゃったのかもしれませんが、やはり国際社会との比較は常に大事で、別に海外で起きていることが日本より良いということを言うつもりはありませんが、日本の我が身を見るときに、海外はどうなっているのだろうかということをできるだけ正確に近い情報で比較することが大事だと思います。

例えば日本の社会保障以外の財政支出をGDPで割った数値は、間違っているかもしれませんが、私が聞いた数字はOECDで幸いなことにビリではなかった。ビリから2番目だという話を聞いたことがあります。これは教育だとか、あるいは公共投資とか。それだからどうこうという話ではないのですが、そういう数字を提起されることによって初めて、より真剣に例えば日本の非社会保障支出の在り方を考えるのと同じように、

法人税あるいは消費税その他いろいろなものをできるだけ正確に国際的なところと常に比較しながら、我が身を少し検証する、検討することが重要なと思います。

以上、2点でございます。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

上西特別委員、よろしくお願いします。

#### ○上西特別委員

上西です。

私と税の関わりですが、私は、本業が税理士です。税の実務家として日々、税に接しています。また、税理士法では、日本税理士会連合会及び税理士会は、「税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる」と規定されています。そして、日本税理士会連合会ではこの規定に基づき、税制改正に関する建議書を毎年取りまとめています。その取りまとめる部の部長を今、拝命しているところです。これが私と税との関わり方です。

今後の税制改正についての基本的な考え方として、法人税と所得税の二つについて申し述べたいと思います。

今般の平成25年度税制改正及び平成25年6月14日閣議決定の日本再興戦略により、企業の業績が好転し、国内経済に活力が戻った後には、その流れをさらに強固なものとする施策が必要となると考えられます。すなわち、安定的な経済成長に資するために法人税制を抜本的に見直す必要があります。

まず、近年の各国の経済活動は、地域間の経済連携協定等を軸として貿易の自由化が加速度的に進められています。このような状況下で法人税率を引き下げ、海外からの投資を促進することにより、自国の経済成長に結びつけている他国の例を見ることができます。我が国も中長期的には海外からの投資を促進し、国内産業の活性化を図るために法人税率の引下げが必要です。また同時に、租税特別措置法上の特例の見直しを中心とした課税ベースの拡大も検討すべきであると考えています。

所得税についてです。我が国の所得税は、変化を続ける時代の要請に対応するために様々な改正が行われてきました。しかし、現在、これまでの施策を全部振り返ってみると、見直すべきものが多く出てきているのではないかと思います。

例えば昨今の改正を振り返ると、平成24年度の税制改正で、給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額の上限が245万円となりました。また、今般の平成25年度税制改正では、所得税の最高税率が4,000万超の部分について、45%に引き上げられました。いずれも妥当であろうと思いますが、これらの施策の該当者の割合を見ると、まだまだ十分なものにはなっていないと考えられます。

そこで、所得税の所得の再分配機能及び財源調達機能を回復させるためには、給与所得控除額、所得控除、税額控除、税率構造等々も幅広く見直す必要があるのではな

いかと考えています。

そして、税の分野だけではなく、社会保障の給付も合わせたところでの課税と給付の公平についても考えるべきではないかと思います。所得税の、いわゆる103万円の壁又は段差あるいは国民年金の第3号被保険者を考えた場合の130万円の壁又は段差は、課税のみならず給付も考えたときの公平を考えると、シームレスにはなっていません。また、就労を阻害しているのではないかと考えられます。幸い、社会保障税番号制度が稼働することになりました。番号制度の実施を踏まえて、社会保障と税の一体改革の観点から幅広く所得税分野の検討をすべきであると考えています。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

梅澤特別委員、よろしくお願いします。

#### ○梅澤特別委員

梅澤です。

私は、安倍首相、内閣の閣僚の方々及び今、自民党の政務調査会などに呼んでいただいて、特に第三の矢、成長戦略についてインプットをさせていただく機会が、過去、何回かありましたので、その経緯で今回ここに参加させていただいたと理解しています。したがって、税制の専門家ではありませんので、どちらかというと、成長戦略あるいは市場の期待という観点で気になっているポイントを二つだけ、重複になりますが、述べさせていただきます。

1点目が消費税の引上げです。これはもう市場がかなり折り込んでいるものと市場の関係者と話をしている感じがします。したがって、これを今の段階でもう一度見直すこと自体に一定のリスクがあるのではないかと。あるいは延期をするという話になったときの市場の混乱を懸念しているところがあります。

2点目は、法人税の引下げです。これは海外の特に株式市場の関係者の方とお話をしている、第三の矢についていろいろ聞かれます。でも、突き詰めてしまうと、彼らが関心を持っているのは、産業横断で聞くような大きなテーマのみです。したがって、経済連携、法人税、そして労働市場改革と女性の社会進出、最後に移民と、この辺りが、海外の株式市場の関係者が日本に対してウォッチしているところです。移民は恐らく短期的に大きな動きはないであろうと彼らは見ていて、経済連携については進み始めていると評価をしているので、そうするともう残る焦点は、法人税及び労働市場改革の2点に集約されてきているのかなというのが私の肌感覚です。そのうちの一つをぜひ近いタイミングで御検討いただければと願っているところです。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、大田委員、よろしくお願いします。

## ○大田委員

ありがとうございます。

政府税調は、中長期の観点から税のあるべき姿を議論してほしいと総理からお話がありましたので、中長期の観点から2点申し上げます。

税制というのは個別税目の見直しだけではなく、税全体、個別税目全体がどう整合性をとって設計されているかという観点が非常に重要です。しかし、グローバル化ですとか、高齢化ですとか、最近の大きい変化の中で税がどうあればよいのかというのは、まだしっかり議論されていないように思います。これをやるのは政府税調しかありませんので、税体系の今の問題点をどう解決していくかをしっかりと議論すべきではないかと思います。

2番目ですが、経済のグローバル化の中で非常に重要な議論は既に出ていますように、法人税の在り方です。井伊さんが言われた地方法人税の在り方をもちろん含みます。成長戦略の中での税の議論は党税調でされるということですが、法人税が全体の中でどうあればよいのかというのは、中長期の観点からも極めて重要なことです。設備投資減税と法人税引下げはどういう関係で、どういう手順で行われるべきかといった問題も重要ですので、ぜひこれも議論すべきだと思います。

以上です。

## ○中里会長

ありがとうございました。

本来ならば、ここでテーブルの反対側に移るはずなのですが、本日、神野会長代理、増田委員、吉川洋委員は途中で退席されとのことですので、ここであらかじめ御発言をお願いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、神野会長代理、よろしくお願いします。

## ○神野会長代理

申し訳ありません。

会長代理を仰せつかっています、神野です。至りませんが、中里会長を補佐して、この税制調査会がミッションを滞りなく達成できるように全力を尽くして努力したいと考えていますので、皆様方の御協力をお願いする次第です。

私の方から、このミッションを達成する上でポイントとなることについての私の考え方を2点申し上げたいと思います。

一つは、このミッションは、先ほど大田委員からも御説明がありましたが、税制改革には問題解決型改革、つまり、毎年度やるような改革と、デザイン的改革と言われますが、つまり、中長期的な観点から検討する改革と二つありますが、この税調のミッションはもちろん後者にあるということです。デザイン的な改革をやることにあると思っています。かつ、ミッションは前提がありまして、これまで、今日も麻生大臣からお話がありましたように、国際課税及びマイナンバーなどの税務執行上の問題。

これは税調で余り本格的に議論したことがないと思いますので、当面、ここから入っていくということだろうと思います。

次いで、中長期的な改革としてどういうアジェンダを設定していくのかは、これから中里会長が、今も様々な意見が出ていますので、中長期的な課題についてのアジェンダを整理して、設定されていくだろうと考えています。幾つかアジェンダ設定のときに前提があって、法人課税の問題も非常に大きな問題として、もう何人かの委員からお話がありましたが、これは税制抜本改革法で平成27年度以降のアジェンダ、課題として設定されています。雇用や、投資の拡大の観点から実効税率の引下げの効果、国際競争上の問題の条件を考慮しながら検証して、そして、在り方を検討することになっていますので、ここでそうした問題を考える上でも、まず、これまでの引下げの効果などを含めて、税率引下げの効果などが雇用や投資にどう効果があるのかという検証から入っていく。まず、スタディーということが重要ではないかと思いますので、課題設定にも幾つか前提があるということが一つ重要なことと思っています。

もう一つは、物事には点があって、点というのは長さも面積もなく、位置だけ示していますが、税にも点があって、この点というのは財政で必要な収入を社会の構成員の公平な支え合い、分かち合いに基づいて負担していく、これが税の原点ではないかと思っています。

そういう観点からすると、つまり、私たちは様々な意味で改革や妥協や、様々なことをするわけですが、こういう点を失ったら意味がないと思っていますので、点を失わない限りにおいて考えるべきだと思っています。法人課税の問題等についてもこの二つを両立させよう、つまり、原点と両立させようとする、税率を引き下げるとどうしてもベースをどうするかという議論になるわけです。この二つはやはり重要な問題として考えていかなければならないだろうと思います。

ただ、私の個人的な考えでは、ベースはかなり限度が来ていて、ドイツがやったような支払利子も法人税の課税対象にしてしまうという思い切ったベースの引下げをしないと無理なのではないかと思っていますので、ここも慎重に考えておく必要があるかなと思います。

これも大田委員が御説明になりましたように、部分ではなく全体を見ることが重要で、先ほどの資料でもそうですが、法人所得、つまり、配当の支払い段階で課税するのか、配当の受け取り段階あるいは内部留保などをキャピタルゲインとして受け取り段階で課税するのかということは、少し統合的に考えていく必要もあるので、所得課税全体として見ると日本は必ずしも高い方ではなく、というよりも、下手をすると、これは見ていただいても、税の本質である税收調達機能が著しくも減少してしまっている危機的な状況にありますので、こうした点を考えて、点を見失わないようにしながら議論を進めていくことが重要ではないかと思っています。

私は、先ほど言いましたように、まとめ役を補佐するわけですので、初めに発言す

べき立場にはないのですが、少し事情がありまして、先に発言することをお許しいただきました。

どうもありがとうございます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

続きまして、増田委員、よろしくお願いします。

#### ○増田委員

ありがとうございます、増田です。

はじめに、私の税との関わりですが、以前、知事をしていました時、地方税の執行の当事者でしたが、その後、ちょうど総務大臣をしていた時、先ほど説明がありました地方法人特別税、国税ですので、いろいろ地方団体にとっては強引であったかもしれませんが、地方法人特別税と譲与税を創設して、地域間の偏在是正をこれで対応したわけです。今後もこういった地域間の偏在是正のための機能は必要だろうと思っていますので、ちょうど暫定的な措置です。見直しの時期ですが、そういう考え方で臨みたいと思っています。これは少し個別の話です。

大きな話といいますと、例えば今年度も92兆円の予算ですが、国税収入は43兆円程度。そして、ほぼ同額の公債発行に頼ることは極めて異常な姿だと思います。2020年の財政健全化の目標年次、ここでプライマリーバランスを黒字化する。これは必ず実現をしなければいけないと思いますが、そのためにも2015年までに確実に消費税を引き上げることが必要だろうと思います。

例えば再来年度、消費税を10%引き上げる際には、その後の姿をどうするのか。安定的な税としての消費税をその後どうするかという議論は恐らく不可避なのだろうと思います。したがって、もちろん消費税だけではなく、そのために税の全体的な改革の議論をするわけですが、その後の道筋を、これはどこの場で議論するということはきちんと決まっているわけではないと思いますが、中長期的な課題を議論するこの場として、当然のことながら、考え方を整理することは必要ではないかと思います。

先ほど言いましたように、92兆円の非常に大きな予算ですが、そのうち30兆円は社会保障関係経費が占めている。3分の1です。今日この後、社会保障国民会議があるので大変恐縮ですが中座させていただきますが、社会保障の給付の抑制だけでは当然対応できないわけで、税の引上げが不可避ですが、こういった負担増については、政治の世界では、やはり臆病であり、どうしても先延ばしをしてきた。それは単に政治家がというよりは、国民の意識、不安感が背景にあったわけです。

税を負担するというか、納税というのは国民の基本的な義務です。したがって、少し上から目線的な言い方になりますが、納税教育というのか、納税をすることがどれだけ国家として必要なのか、どう筋道を立てて、国民みんなが考えていくのか。これは教育の早い段階からも必要になるのだろうと思います。政府税調として痛みを伴う

改革の必要性を説いていかなければいけないということと同時に、将来に向けた納税教育の在り方のようなことも真剣に考え、議論していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、吉川洋委員、お願いします。

#### ○吉川（洋）委員

五十音の終わりですが、皆様方のお許しを得ましたので、私は、消費税について発言させていただきます。

消費税の見直し、先送りの議論が最近報道されていますが、それを慎重論と呼ぶならば、慎重論の方々がよくその根拠として挙げられるのが、1997、1998年の日本の経験であります。私は、つとに消費税引上げ慎重論の根拠としての97、98年の経験というのは二重の意味で間違っていると考えています。

第一は、97年から98年、日本経済は大変厳しい状況に陥りました。この年は、消費税が引き上げられた。歳出カットも相当行われたと思いますが、ともかくそれに加えてアジアの通貨危機、大型の金融機関の破綻等に発する金融危機が起きました。データを虚心坦懐に見る限りでは、設備投資の落ち込み等あるいは輸出の落ち込み等、私自身は、97、98年に日本経済が厳しいマイナス成長に陥った最大の原因、主因は金融危機であつたろうと考えています。

ちなみに、消費ですら金融危機の影響が当然あつたろうと思います。当時、預金通貨、預金が信用されずに現金通貨に変えられるということが起きて、タンス預金という括弧付きの言葉ですが、そういう言葉も使われました。そうした状況で消費が伸びるとは到底考えられません。したがって、金融危機は設備投資だけではなく、消費にもマイナスの影響を与えたと思います。これはデータを見ることに尽きるわけですが。繰り返しになりますが、金融危機が主因であつたと考えています。その意味で、97、98年を消費税の引上げの慎重論の根拠として出す、これは事実誤認というのが第一点です。

第二点は、第一点とも関係しますが、97年の最大の教訓は、当時の問題であつた不良債権問題を先延ばし、あるいは先送りして、最終的に先ほどお話したような金融危機を起こしてしまったことにあると思います。

実は、不良債権問題の時にも成長が先だという議論が盛んに行われたのです。ですから、私は、現在なされている財政再建を巡る、成長が先だという議論を聞くたびに、これは不良債権のあの時の教訓を学んでいないと常々考えています。

繰り返しになりますが、消費税慎重論の根拠として97、98年を例に挙げる人は、97、98年の経験が日本経済に残した最大の教訓を学んでいない。つまり、大きなリスクを



先延ばしすることはよくない。消費税を上げるかどうかはシクリカルな、循環的な問題とは切り離すべきだと。ビッグ・リスクのマネジメントの問題であることを認識すべきだと考えています。

以上です。どうもありがとうございました。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、順番に戻りまして、大竹特別委員、よろしくお願いします。

#### ○大竹特別委員

私は、財政を維持可能なものにするための長期的なビジョンやベンチマークを税制調査会で議論していくべきだと思っています。

2015年に、消費税を10%に引き上げたところで、その先は上げなくてよいという議論では全然なく、長期的に財政を維持可能にするためには、どういう税であれ、日本全体の税負担が上がることは間違いないわけです。税が上がると何が問題かという、経済に悪影響を与えることです。経済に対して悪影響という、景気に悪影響を与えるという議論だと一般には思われがちですが、それよりも、経済に対してゆがみをもたらして経済成長そのものを下げてしまうという点が、税負担率が上がっていくに従って深刻になっていくことが問題点だと思います。

そのために、私が思うのは、経済学者という立場もありますが、経済学で分かっている理論あるいは実証的な成果、それも国際的に分かっている成果を十分に生かしていくことが必要だろうと思います。具体的には法人税の在り方はどうであるか。消費税についても生涯負担で考えていけばどうか。あるいは所得税の最高税率の考え方も随分最近、経済学で考え方が変わっていますし、再分配の在り方、軽減税率についてのゆがみがかなり大きいことも経済学では常識となっています。そういう議論を十分に踏まえていくことが一番大切なのではないかと思います。

もう一点だけ議論したいのは、今後、法人税を仮に軽減していくと、資産課税をどうしていくかが大きな議論になっていきますが、その際に、例えば相続税の在り方も大事な論点になっていくかと思っています。消費を増やすために高齢者が子供に遺贈すると贈与税や相続税が軽減されるという形のものが進んでいますが、それは再分配の観点から言うと非常に大きな問題で、同じように消費を増やすためには相続税を強化してもできる形になります。ですから、いろいろ政治的には難しいかもしれませんが、そこから離れたベンチマークとなるような議論をここでできればと思っています。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

岡村幸四郎特別委員、よろしくお願いします。

#### ○岡村（幸）特別委員

ありがとうございます。

埼玉県川口市長の岡村幸四郎です。どうぞよろしくお願いします。

私からは、個別の議論になるかと思いますが、去る7月30日の経済財政諮問会議で償却資産に対する固定資産税の減税、そしてまた、法人税率の引下げ等の議論があったと聞いていますが、こういうことに対して地方の立場から意見を申し上げたいと思います。

まず、地方財政全体ですが、先ほども冒頭、資料の説明がありましたが、地方税収は全体で35.8兆円あるものの、地方財政はその約4割に相当する13.3兆円という巨額な財源不足があって、極めて厳しい状況であると御案内のとおりです。ですから、消費税増税後の地方の増収が4.2兆円程度と伺っていますが、とても穴埋めできる状況ではない。ですから、具体的な代替財源の無い地方税の軽減といいますか、減税は極めて慎重に考えていただきたいと思います。さらに、私ども全国市長会としては、これまで長年にわたり国、地方の税源配分を5対5にするように求めています、これも一つ御認識いただければありがたいと思います。

具体の償却資産課税ですが、固定資産税は、皆さん御案内のとおり、市町村の税収全体の約4割、8.5兆円を占めて、まさに地方税を代表する基幹税目です。中でも償却資産課税は、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課しているもので、1.6兆円という税収は市町村にとって極めて貴重な税源ですので、先ほど申し上げましたが、代替財源の無い中では、この減税はとにかく困難であると言わざるを得ないということです。

さらに、地方法人課税ですが、この地方法人二税についても、地方税全体の約2割、6.6兆円を占めるという基幹的な税源であり、国の法人税についても、地方交付税の原資になり、極めて貴重な税源だと思っています。御案内のとおり、地方法人課税は地方公共団体からの行政サービスに対して法人が応分の負担をするという原則に基づくものです。これも代替財源なくして引き下げるとはやはり極めて困難であると言わざるを得ず、地方の立場からすると、慎重な議論をお願いします。

以上です。

## ○中里会長

ありがとうございます。

岡村忠生委員、よろしくお願いします。

## ○岡村（忠）委員

岡村忠生です。本日はありがとうございます。

前回の当調査会での検討事項は、公平・中立・簡素な税制の実現と、国際的な課税問題にあったかと思います。私は、法律学の研究者ですので、法や制度というところから少し意見を申し述べます。

本日も財務大臣からお話がありましたが、国際的な租税回避といったことを考えて

いくと、主に法人の国外移転、いわゆるコーポレート・インバージョンといった問題、あるいは個人の場合ですと国外移転、エキスパトリエーションといったことが存在しているかと思います。こういったものに対する税制の対応策は、財務省を中心に少しずつ進められてきているかとは思いますが、さらにこの対策をしっかりと進めていく必要があるだろうと考えています。

このような問題の背景を考えていきますと、先ほど神野先生などが課税ベースのお話をされましたが、まさにそのとおりで、課税ベースをどう考えていくのか、特に国境を渡るような利子の支払いあるいは役務提供の対価の支払いを、日本の法人税の中で本当に損金と考えられるのかどうかといったことも検討課題になるのではないかと考えています。

もう一つの問題は、事業体を法人と見るのか、それとも個人の集合と見るのかということであり、これは現在、名古屋高裁と東京高裁では判断が分かれています。こういった問題も、これは法解釈のレベルなのか、あるいは立法論としてやっていくべきかを含めて検討した方が良いのではないかと思います。その際に私が考えるのは、これまで裁判例は、やはり民事法に基づいて、私法に基づいて考えざるを得ないかと思うのですが、その結果、外国と日本でずれが生じてくるということ。これは仕方がないといえれば仕方がないのですが、しかし、もし租税法としての立法が可能なのであれば、こういったことは余り好ましくない。つまり、そういうずれがあれば、それは必ず悪用、乱用されるということを思います。

公平な課税の実現という点に関しましては、これまで発言された委員のほぼ皆様が消費税について言及されていますが、制度的な側面として消費税について必ず確認しておきたいのは、消費税が消費（個人消費）に対する課税であるということです。このことを制度的に担保するためには、消費税の課税のチェーン（課税売上と仕入税額控除の対応）というものが、生産者から最終消費者まできちんとつながっていることが大事です。つまり、課税と仕入税額控除ということがきちんと最後までつながっていることが大事だと考えられます。

ジェームズ・マーリーズという人が中心になったマーリーズ・レビューが出ていますが、この中でも免税事業者の存在というものは、VATのがんであるという文献の引用をしていたかと思います。現在の日本では免税事業者から仕入れても、つまり、前段階で課税されていないのにも拘わらず、仕入れた方はそれが仕入税額控除の対象になりますが、こういったものをどう考えるのが大切ではないかと思います。

公平や公正というのは、制度的あるいは計算上のものもありますが、一般国民から見ればそれが公平だと感じられるかどうか也非常に大切だと思います。

あと、成長戦略としての具体的な税制の措置も総理大臣から言及がありましたが、こちらは与党税調の方で議論されるということです。これまで法人税を中心に様々な措置をしてきたかと思いますが、それらは一種のサプライサイドに立った措置であっ

たと思います。これに対して、消費税が消費を対象とする税であると整理できるのであれば、消費のサイドから、消費税に我が国をより豊かにするような措置を入れていくことができることになります。消費税の制度的な検討は、そういったデザインの可能性を広げるという点で、与党税調でのご議論にも十分に貢献できるのではないかと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

翁委員、よろしくお願いします。

#### ○翁委員

ありがとうございます。

何人かの委員の方から御指摘がありましたが、やはり中長期の財政シナリオ、プライマリーバランス黒字化、財政再建を果たしていく上で税がどのような役割を果たしていくべきなのかという点についての共通理解をつくりながらこの議論を進めていくべきだと思います。歳出削減でできる部分もあるかもしれませんが、増税、成長による税収増といったものが、どう中長期の財政シナリオの中でイメージできるのか。そういったイメージを持ちながら議論をしていく必要があるというのが1点目です。

これに関連して、消費税については、持続可能な財政と経済のコミットメントだという位置付けですので、やはり予定どおり実施していくことが重要であると思います。特に今回は、高齢者だけでなく子育て支援にもこれはリンクしているフィロソフィーの部分もありますので、景気の議論はまた別途の対策をとることによって消費税の増税をきちんと予定どおり実施していくことが重要ではないかと思っています。

法人税については、地方法人二税の見直しがどのくらいできるのか検討していく必要があるのではないかと考えています。もちろん代替財源、地方税についてどういうことができるのかということも総合的に議論していく必要があると思いますが、重要だと思っています。また、投資減税も、今までのいろいろな施策がどのように効果を出しているのかといったエビデンスをきちんと見ながら議論していくことが重要ではないかと考えています。

なお、法人税については、税の信頼性、納得性は大事ですので、租特の見直しについても引き続き取り組むべきであると思っています。

最後に、マイナンバーの活用や消費税増税に関わる低所得者の問題について少しお話をさせていただきたいと思います。

マイナンバー制が入っていくことは非常に重要ですので、これをどう活用していくかを税制調査会できちんと議論していく必要があると思っています。消費税が高くなっていったときに軽減税率の議論がもちろん出ていますが、これに対して給付付き税額控除をしていく対応もあります。一方で、諸外国では所得税に関わる議論として勤

労とか子育てといったことにリンクさせた給付付き税額控除の仕組みがあります。これはどのような社会を目指すのかという議論と関わってくる議論だと思いますので、消費税を引き上げていくといったときに低所得者に対してどういう手当をしていくのか。生活保護なども併せてシームレスにどう設計をしていくのかという議論を中長期的観点からしていく必要があるのではないかと思います。なお、配偶者控除や、先ほども御指摘がありましたが、給与所得控除の見直しなどについても今日の時代に合わせて議論を行っていくべきだと思います。また、資産について、金融資産などについてもマイナンバーの活用でどの程度把握できるのか。どのように活用していくのかということも含めてマイナンバーの活用を契機としていろいろな議論が発展的にできるのではないかと考えています。

以上、よろしくお願いします。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

加藤特別委員、よろしくお願いします。

#### ○加藤特別委員

ありがとうございます。

政治学を専門とする立場から少し意見を述べさせていただきたいと思います。

日本の租税政策あるいは財政制度というのは欧米社会と比較した場合、非常に特異な位置付けにあると思います。

具体的に申しますと、1960年代以来、OECD18カ国で比較した場合には、総課税負担は最下位か最下位から2番目。近年は低成長などもあり、3番目になることもありますが、一貫してアメリカ合衆国、スイスと並んで総課税負担が低い国となっています。それと慢性的な財政赤字、そして極めて高い政府の債務残高、これはもう冒頭の御説明にありましたが、それがある。この特異な位置付けに政治が絡んでさらに複雑な問題になっているのではないかと思います。

総課税負担がこのように低いにも関わらず、そして今、政府債務が高いにも関わらず、国民の間には非常に租税に対する割高感がある。言い換えますと、取られても、あるいは払っても戻ってこない。払っただけのことではない。ですから、増税に極めて敏感に反応するということになっています。これは昨今ではなく、少なくとも二十、三十年来の問題であると思います。

と申し上げますのは、私が租税政策の政治過程の比較という研究を始めたきっかけは、1989年の消費税導入の際に国外の租税の専門家の方から、なぜ日本では3%、5%という低い税率の税金にこれだけ強い反対が起こるのかと聞かれたことがきっかけになっています。現在でも内外の認識の相違は存在しており、国内では現在の負担に加えてまた取られるという取り方があるのに対して、国外では日本は総課税負担が低いので増税する余力も余地もあると見られている。これもまた冒頭にありましたが、国

際課税のような形で各国が協調するようなグローバリゼーションのものとは、やはり日本も国際社会の中でいろいろな政策を考えていかなければならないと思います。

ですから、今後の政策決定を考える際にも、こうした認識差がなぜ存在するのか。もちろん細部の詰めも非常に重要だと思いますが、そういった細部を詰めるためにもこういった根本問題を政治という立場から忘れてはならないのではないかと思います。よろしくお願いします。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、佐々木特別委員、よろしくお願いします。

#### ○佐々木特別委員

ありがとうございます、佐々木です。

私は、経団連の税制委員長の立場でお話をさせていただきたいと思いますが、同時に経済財政諮問会議の議員も務めており、会議の席上では、先般、安倍総理から民需主導の持続的成長、すなわちデフレの脱却。それと財政の健全化について、これを両立することという御指示をいただいているわけです。

その意味では、まず、消費税だと思います。これは財政健全化の焦点になるわけですが、それはやはり社会保障と税の一体改革という形になりますが、現在進行中のデフレ脱却を、腰を折れさせずに整々と消費税増税を実現していくことが喫緊の課題だと思っています。消費税導入によるデフレ回帰を御心配になされる向きも多々あると聞いていますが、例えば駆け込み需要が起こりやすく、その後のマーケットを毀損しやすい耐久消費財への有期のソフトランディング減税や、あともう一つは、景気拡大と賃金上昇の時間差、タイムコンスタントがありますので、これを埋める有期の所得減税や、低所得者への一時的給付といったものを検討すべきと考えます。

国内問題だけではなく、海外要因、例えばFRBの出口戦略や、中国のシャドーバンキング対策、こういったものからある意味では、新興国発の金融リスクみたいなものが起こり得るわけで、これに対する準備も必要で、そのための恒久的な歳入原資も確保しておく必要があるということだと思います。

消費税の導入はこの点からも、日本の財政健全化の国際的な信認を確保して、クライシス発生時の緊急財政出動のための国債の安定的な発行も可能とするといった意味合いもあります。デフレを脱却して、財政健全化と両立をさせていく。それには国内のハードルだけではなく、国際的なリスクへの対応も考慮していくべきで、確実な消費税増税が必要だと考えています。

法人税については、日本の再興戦略を後押し、持続的な成長を促すために法人実効税率をさらに引き下げていく必要があると認識しています。アジア、近隣諸国なみの約25%程度まで引き下げないとなかなか競争力が強化されない。昨今、諸外国から見劣りをしている海外からの直接投資を呼び込む意味でも、日本の再興戦略の基盤を強

化していくことが肝要だと思います。

先ほどもお話が出ている設備投資減税ですが、これもぱっと聞くと製造業中心と聞こえますが、日本で生産性の改善が必要なのはサービス業です。これが対象になることが非常に重要だと思います。あともう一つは、法人税を納付できているのは3割ぐらいの企業なのですが、減税の効果を本当にちゃんと出そうと思ったら、確実に真水の減税がないと投資意欲が湧きませんので、一定の要件を満たす設備投資に対して減税の原資を投資される設備の例えば固定資産税から有期の減免をするなど、確実なインセンティブとするようにした方が良いと思います。

あとは国際課税の話、最後になりますが、これは過度に優遇税制を推進する国々とこれを濫用的に活用する企業が存在することによるものであり、さらにデジタル化であるとか、グローバルなオペレーションで拠点ごとの付加価値形成に比例しない濫用的なタックスプランニングに対応できない国際課税の制度の立ち遅れにあります。

したがって、グローバル化にふさわしい国際的整合性を確保した環境下での各国の適切な税制競争政策と企業の多国籍拠点での適正な付加価値付与の国際ルールの確立が肝要であり、これに反して過大な事務処理を必要とする一律の税務情報の開示や法人税引下げやパテントボックスのような健全な競争力強化施策への制限など、企業の競争力を損なう議論には非常に違和感があると考えています。今後、競争力を強化する方向で国際的にリードをしていくべきものと思っています。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

よろしくお願いします。

私は、地方税を含む税制を研究しています経済学者です。したがって、私のコメントは全て経済学の視点によることをあらかじめお断りしておきます。

時間も限られていますので、私の方から3点指摘をしたいと思います。学者っぽく少し大きな話をさせてください。

まず、第一は、建前や理念にとどまらない経済効果に着目した議論が必要だと思います。総理もおっしゃっていましたが、税は政治そのものだと思います。しかし、その帰結は経済そのものです。政治的に好まれる税制が必ずしも経済的に望ましい税制であるとは限らない。法人税はその典型例だと思います。

我々経済学者は、税を払う行為と税を負担する行為は違うのだということを散々言っているのです。これがなかなか伝わらないのは、我々のコミュニケーション能力の欠如によると思うのですが。法律上どう解釈されようと、理念上どう整理されようと、要するに法人税は広く国民一般にその負担は波及するものです。例えば製品価格の上

昇という形で波及するのは消費税と同じことですし、何よりも企業が海外に移ってしまえば雇用が失われるわけですから、しわ寄せを食らうのは労働者になります。このような形で、実は、法人税は必ずしも皆が思っているような効果をもたらしているとは限らない。思わない副作用があることはもっと強調するに値すると思います。それを知った上で、どうしますかという議論をしないといけないのかなと思います。

同じような話は消費税の軽減税率であり、これも経済学者からすると、経済効果は公平・公立どちらの観点から見ても望ましからずだと思います。よく給付付き税額控除のことをばらまきだと言い、軽減税率の方はそうでもないという論調がありますが、取らないのも立派なばらまきです。取らないというのと与えるというのは経済的には全く同じ行為です。ただ、統計上出てこないだけです。ですから、経済の論理に基づく議論がもう少しあって良いかなというのが経済学者の希望です。

二つ目ですが、新しい経済環境に私たちはいるのだということをもっと認識すべきだと思います。国税、地方税を含め、なぜここまで法人課税に依存する国になってしまったかという、これはやはり高度成長が前提だからだと思います。経済が成長する社会では法人税は良い税金です。経済成長の最初の恩恵を被るのは企業ですし、なんと言っても納税者数は少ないですから、大体、大企業だけ押さえておけば十分な税収が取れます。したがって、成長を前提にすれば良い税制だと思います。

しかし、私たちはその成長を前提にできなくなったというのが新しい経済環境であり、その理由はもちろん対外的にはグローバル化であり、対内的には社会の高齢化になりますので、むしろ経済を支える、経済に支えられる税制ではなく、経済を支える税制への転換が求められるのかなと思います。

その点から言うと、具体的には、もっと起業活動を支える税制がなければならなくて、その障害になっているものの一つは高い法人税です。もう一つは、後でも触れますが、社会保険料、固定資産税であるということになりますから、こういったものの見直しは不可避かなと考えています。

一体改革では、消費税は社会保障の財源というのが強調されたと思いますが、消費税はグローバル社会の中では非常に有意な税制です。これは、IMFが散々口を酸っぱくして言うのですが、経済成長に対して法人税や所得税に比べればダメージの少ない、他の税制に比べれば企業の国際競争力を損なわない税制ということで消費税が紹介される。彼らはVATと呼んでいますが、その理由は、先ほどどなたかが指摘されていましたが、仕入税額控除であり、仕向地主義であることだと思います。こういうことによって国内の財政需要、それは財政再建であれ、社会保障費の財源であれ、国内の財政需要の問題と企業の国際競争力の問題を切り離すことができるというのはやはり消費税のメリットですので、この辺をもう少し強調してよいのかなと思います。

最後に、3点目ですが、もう少し全体最適の考え方をしませんかということです。今回、税調では国税サイドから財務省、地方税サイドから総務省が出てきますが、我々



はもう一つ大きな税金を抱えているのです。それは社会保険料という名前の税金です。実質的にあれは税金だと思った方が良いでしょう。立派な雇用税です。健康保険に至っては、高齢者医療への拠出金や支援金などは明らかな雇用税、しかも正規雇用税ということになりますから、その弊害はもっと強調して良いはずです。

したがって、国税、地方税、社会保険料を一体とした改革のビジョンがなければいけないかなと思います。法人税減税は金持ち優遇と言われてしまうので、再分配のところは個人所得税でちゃんと取りましょうと。先ほど神野先生がいみじくもおっしゃっていましたが、日本の金融所得課税はまだ甘い部分がありますので、そこはきちっと個人所得課税段階で取るのだという。したがって、法人課税と個人所得課税の一体改革というビジョンがあってよろしいかなと思います。せっかく税調で中長期的な話をしてよいというのであれば、やはりこういう全体最適、制度のしがらみに捉われない全体的なビジョンを持った改革案があってよろしいのかなというのが学者の意見です。

以上です。

#### ○中里会長

それでは、諏訪特別委員、よろしくお願いします。

#### ○諏訪特別委員

諏訪と申します。よろしくお願いします。本日はありがとうございます。

私は、大田区の町工場を経営しています。ですので、専門家ではありませんので、現場の声を発言させていただく形になるかなと思います。

大田区は町工場の集積地であり、その約8割が9人以下の小規模企業です。このような企業が地域の雇用を支えてきています。私と税制の関わりでいきますと、私は10年前、2004年に事業を継承したのですが、その当時、プチバブルと呼ばれまして、仕事量がかなりありました。それで収益を上げることができました。喜びまして、設備投資をしようと思ったのですが、法人税がその当時、約40%で、こんなに取られるのかというのが正直なところで、正直、モチベーションが下がりました。設備投資ができたのはそれから3年後、収益を上げて3年後になってしまいました。なので、やはり法人税の問題はぜひ議論していただきたいと思います。

ただ、成長過程の小規模企業にとって有効な税制もあるかなと思います。ただ、本当に使いづらいというのが正直なところです。小規模企業、中小企業は余剰人数を抱えることができませんので、書類を提出しなければいけないとか、そういった実務的なところ、間接人員を置くのが非常に厳しいですので、小規模企業、中小企業が使いやすい仕組み作りをお願いしたいと思います。

また、産業構造が変化しています。現状に合った目線に立つという意味合いからしても、中小企業の定義の見直しから入っていただきたいと思っています。

私は自動車業界ですので、そちらの方しか分からないのですが、経済を牽引してきた自動車業界は裾野が大変広いです。ただ、大手企業のグローバル化、現地調達化が

かなり進んでいます。日本にとどまる我々中小企業は、国内需要が活性化しないと国内生産が増えません。現状、仕事がないという状態が続いています。ですので、消費税の増税がありますが、その後も一般ユーザーの購買意欲につながるような自動車関係の諸税の簡素化と負担軽減をお願いしたいと思っています。

税制の在り方が世の中に与える影響は非常に大きいと思いますので、ここでの議論を期待していますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

高田委員、よろしくお願いします。

#### ○高田委員

高田と申します。よろしくお願いします。

私自身は、金融機関でアナリスト、ストラテジスト、エコノミストとして活動していますので、そういう観点からお話をさせていただこうかと思います。

この観点からしますと、一つは、国債市場を中心とした、いわゆるガバメント・ボンドで日本国債を中心とした市場、もう一つは、海外も含めたマクロ環境というところからの視点、その二つを今日はお話したいと思っています。

まず、第一点目ですが、今、日本の国債市場ですが、これだけ財政赤字、世界でも最悪の状況と言われながらも世界で最低の金利にある状況があります。これはどう解釈したら良いのかということになるのですが、それなりに租税高権が発揮できることに対する市場の暗黙裡の信認がある。この背景には三つの論点があるかと思っています。一つは、いずれ日本がそれなりの成長を遂げることができる。2番目に、そういう状況のもとで租税高権を発揮できる。そして3番目に、それを必ず実現できるガバナンス執行能力が存在する。この信頼関係にあるのだらうと思います。

そういう観点からしますと、実は、今の国債市場を財政への信任、税が支えているのだという認識が必要なのではないかと思うわけですし、これだけの大変な調達力は今、世界で最高でありますし、ある面で見れば日本の国力そのものである。こういうものを今の財政、もしくは税制への信任が支えています。

そういう観点からしますと、まず、三つの中の一つ、成長ですが、成長を支えるという観点からすれば、今後に対していかに企業が活力をもたらすか。そういう観点からしても、法人税の実効税率の問題、また、投資減税も含めた減税が非常に重要であるということになるかと思っています。また一方で、税の租税高権を発揮するという観点から言えば、既に予定された消費増税の実行に関しては財政規律を担保する最低限の印、証という観点もできるのではないかと思います。

二つ目の論点、マクロ的な環境になってきますと、多くの先生方からお話がありましたが、グローバルに見た比較という論点が非常に必要になってくる。また、国内で

もマクロ的な視点が非常に重要になってくるということではないかと思います。

グローバルに関しますと、今の世の中は、世界中でのまさに経済戦争の時代なのではないかと考えています。私は、今のこういう時代の状況を新重商主義という言葉を使っていますが、まさしく世界の中でキャッシュフローを取り合う。これを為替で行うというのも一つ価格戦略です。市場の中に今の様々な地域協定があるわけですし、また一方で、これを税という関係で取り合いをしようとするのが、まさに今、今回もいろいろ議論になっている国際課税の問題ということです。そういう観点からすれば、まさにそうした世界の中でのキャッシュフローを取り合うという観点からも課税関係をどのようにしていくかという視点が求められてくることになるかと思います。

最後になりますが、国内では、そういう中で全体感からすれば、マイナンバーを中心とした対応。すなわちこれは普通の国民の意識から見れば、何でこんなことが今までできなかったのかというくらいの意識もあると思っていまして、そういった観点からすれば、単にこれは国税、地方税だけの問題ではなく、社会保障等も含めた全体感の中での必要性の実現という意味からも重要になってくると思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

武田委員、よろしくお願いします。

#### ○武田委員

武田です。よろしくお願いします。

これまでの政府との関わりとしては、教育再生実行会議の委員として今も会議の場に参加させていただいています。そして、税についての関わりとしては、正直なところ専門知識ありません。毎年確定申告を行う一個人の納税者としてという立場で関わらせていただいています。その私が任命をいただいた意味を自分なりに考えますと、子育て世代の女性の肌感覚、そして、シンクロナイズドスイミングという競技を長年させていただいていましたが、その中で限界を超えるということを日々、それに対して挑戦をしてきました。その中で得た価値観や理念、哲学というようなものをこの会議の中で発信することで微力ながら貢献できればと考えています。

税についての基本的な考えを述べさせていただきますが、特に私たちの世代にとって一番身近である消費税に関しますと、延期をせずやはり実施をすべきだと考えています。昨年、私は長男を出産し、過去最少の出生数の年に長男が生まれました。それを考えたときに、私はちょうど団塊世代のジュニアの年代ですので、自分たちの子供が倍ほどもいる大人たちをどのように支えていくのかと本当に不安でしかないような思いでいます。日々接しているうちに、その思いがすごく強くなりました。

大人としての責任をそれぞれどう考えていくのか。それが例えば消費税を通して払うことで未来の子供たちに貢献する。とにかく税金を取られるという感覚が私たちに

はありますし、そして子育て世代の、今回の参議院選挙でも投票率の低さからも伺えますが、未来に対する責任感の当事者意識がないのではと、自分自身も自戒を込めてそのように感じています。

先ほど委員の皆様からも御意見がありましたが、税金についての義務という教育をぜひしっかりとしていかなければならないのではないかと思います。私自身の記憶をたどってみますと、税金に対してきっちり学んだという記憶が余りありません。年齢が二十を過ぎたら払わなければいけないという認識でいましたが、子育ての責任を感じたときに本当にそれを強く思いました。

この会議では、とにかく成長戦略や様々なことが一体となった議論をしなければ、この日本という国が成り立っていかないとは思いますが、そのために私たちの感覚で、お金を貯め込まなくても、しっかり日本は大丈夫なのだという安心感や方向性を会議の中でしっかりと示していかなければならないと思っています。

以上です。

#### ○中里会長

このままいきますと15分から20分ぐらいオーバーしますが、それでも思いの丈を述べていただくということが重要だと思いますので、御勘弁いただきたいと思います。

田近委員、よろしくお願いします。

#### ○田近委員

では、手短に。

今、武田さんの息子さんが支えなければならない、まさに団塊の世代の一人であるわけですが、消費税について、今、武田さんのおっしゃったことを踏まえてどう考えるかということをお話したいと思います。

例えば財政学などがありますが、そこで議論するのは道路とか学校あるいは国防の軍隊とか、そういう活動あるいは施設の財源をどう調達するかという議論をしているわけですが、先ほども議論があったように、今の日本はもう大分違う。

一般会計で言うと、税収が40兆円程度しかない中で社会保障関係費が30兆円ある。それをどう考えるかがやはり突きつけられた問題で、その30兆円をどう使っているかというと、年金は基礎年金の半分は国が払いますと。医療保険、国民健康保険の給付の半分は国、地方の公費で払いますと。そして、後期高齢者、介護保険の給付に至っては、半分は公費ですと。それを支える財源のさらにそこにも公費がつきますということで、消費税の問題、つまり、今の日本の財政の問題は、そうした歳出圧力をどうやってファイナンスしていくか。長い議論の一つは、社会保障と消費税をリンクさせてきた。それは良いかどうか分かりませんが、一つの知恵だった。

そこで今の足元の問題ですが、したがって、増税というよりも、それはやはり払うべき、負担すべき社会保障をこれからみんなどうしていくのだと。もし消費税を払わないならば社会保険料を上げます、あるいは給付をカットしますと、そういう選択で

なければならないし、そういう選択であらざるを得ない。そういうわけで、消費税を上げるとするのは、財政健全化というのが一般的な問題ではなくて、極めて現実的なというか、社会保障負担をみんながどう支え合うか。まさに武田さんの御指摘になった問題は、そう考えるべきなのだろうと。

そうすると、この税調の場でも、我々は、消費税の善し悪しだけでは絶対に議論は閉じない。同時にこの場でも、社会保障関係費の在り方も一体で議論しなければならないと思います。そういうわけで、目的税、消費税については狭い視野で議論をしてはだめだと。この場でもやはりそれは一体的な改革として議論しなければならないということが、この何年間かで明らかになってきたことかなと思います。

もう時間がないので、あと一つですが、多くの税の問題を解決していこうとすると、国と地方を同時に考えないとならない。先ほど誰かが仲良く二つの資料が出ています。仲が良いか悪いかの議論は別として、二つの資料がそれぞれ出ているというのは事実だと思います。ただ、消費税を考えても、これを国と地方でどう考えるか。法人税も地方法人特別税をどう考えたらよいか。法人税の中では地方法人二税をどう考えたらよいかというときには、地方だけでは解けない問題で、この点に関しては、この議論をできるのは税調の場だけだと思います。その場で、ぜひ国、地方、つまり、オールジャパンの視点で経済を活性化していくにはどうすれば良いかという議論ができれば良いし、するべきだと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

私は、日商・東商で税制委員会をやっています。先ほどお話があった諏訪さんがいる地域、大田区ですが、そこで東京商工会議所の支部会長をやっています。そういう意味では、中小企業であり、中小企業の現場である立場から意見を出させていただきたいと思います。

中小企業は企業数が99%以上、雇用の7割を超える集団であって、地域経済や雇用を支える存在です。この中小企業が元気にならないと我が国の再生はないと思いますが、現実には、中小企業の労働分配率が80%近くに達していて、給料の値上げや雇用の維持が難しいという問題があります。また、事業承継が難しく、創業にも障害となっている現状もありますので、企業数の減少や雇用数の低下が止まっていません。これをどうやって改善するかを税制の中でも見ていただきたいと思います。

今までは産業界を一まとめに考えていて、成長戦略も含めて考えているところがあると思いますが、その半分以上を支えている中小企業をどうするのか、地域をどうするのかということを見ていただきたいと思います。現状では、アベノミクスによる景

気回復といいながらも、社会保障負担の増加や電力料金の状況など負の影響が先に中小企業には出ています。これらも含めてどうしていったら良いのかということをぜひ考えていただきたいと思います。

その中で成長を重視した攻めの中小企業政策が必要と政府に掲げていただいているんですが、設備投資減税は先ほども諏訪委員が言ったように、使い勝手が良いようにしてほしいと思いますし、先ほどは反対意見が出ましたが、償却資産にかかる固定資産税も非常に障害になっています。地方税も非常に障害になっていますので、田近先生がおっしゃるとおり、地方税、国税の財源という立場ではなく、全体論からもう一度見直していただきたいと思います。

さらに、設備投資をするだけでは中小企業は市場の確保や投資資金の確保といったリスク負担をどうするかという問題については限界があります。個々の企業では限界がありますので、個々の企業を救済することだけではなく、国として我が国経済社会のかなりの部分を占めている中小、中堅企業全体の成長をどのように後押しをしていくかという視点から考えていただきたいと思います。

新分野へのチャレンジとか、地域資源を活用する企業連携の推進であるとか、地産地消の推進、さらに地域でつくったものを世界に販売するための戦略とか、いろいろなものを思い切った税制と規制改革を進めて実現することを、長期戦略の立場の中で、ぜひここでも検証していただければと思っています。

よろしくお願いします。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

慶應義塾大学の土居です。

私は、税制を含む財政について研究、教育をしています。

2点ほど申し上げたいと思います。まず、中長期的な視点です。2点目は、政府税制調査会の在り方についてです。

まず、中長期的な視点ですが、安倍総理が第1回の税制調査会でお示しになられました諮問にもあったように、公平・中立・簡素という租税原則を示された上で我々に諮問を下されたわけでして、そういう意味では、この中でも特に中立の原則、要は、税制によってできるだけ経済活動がゆがめられない、阻害されないようにするという原則は極めて重要な位置を占めていると思います。特に、安倍内閣の成長戦略との整合性も考えますと、中立の原則をいかに税制の中で具現化していくかということにより注力していくべきではないかと思います。そういう観点からしますと、今までにも各委員が触れられましたが、法人税は多分に中立の原則にそぐわない性質を帯びていますので、できるだけ負担軽減は図っていくべきだと思います。

消費税の引上げについては、私も予定どおりに行うべきだと思います。残念ながら、税制改正法案に景気条項が設けられていることを曲解して、勘違いしている国民が多いと思います。つまり、この景気条項があるから、まだ消費税の増税は決まっていないと勘違いをしている。法律上は既に消費税の増税は決まっているわけで、国会で何らかの修正がされない限り、予定どおり平成26年4月には消費税率が8%引き上げられることになっているといまだ気が付いていない国民が多いということは、やはりもう少しきちんと政府としてアナウンスを図っていくべきではないかと思います。

第3には、2015年以降の税制について、この政府税制調査会でどういう形に我が国の税制を仕上げていくのかという議論も極めて大事なことはないかと思います。私は、消費税の再増税は不可避だと思っていますが、もし、必ずしも負担増に対して国民の理解がまだ得られないという局面であったとしても、我が国の財政、税制の環境を考えたときにどのような税制であるべきかということを、政府税制調査会として何らかのメッセージを国民に対して打ち出していくことが大事なことだと思います。

次に、政府税制調査会の在り方についてです。先ほど田近委員もお触れになりましたが、国税と地方税の在り方は、何かと政治の場では税収の分捕り合いというニュアンスからなかなか脱却できない。つまり、国政の場で税制が決まり、その税制で得られるであろう税収を国と地方でどう分けるかという発想からなかなか抜け出せていないのではないかと思います。その象徴は、消費税率の規定で、実際のところは5%の消費税とされていますが、国の消費税は4%で、地方消費税は国の消費税の100分の25と定められているという辺りも、いかにもそれを象徴していると思います。

その条文はさておき、少なくとも自分の懐具合が悪いからもっと税収をよこせとか、これまでとった税収は絶対に手放せないなどという発想ではなく、むしろ大局的に見て、国と地方の役割分担をどう考えるか。そして、協力とか助け合いという生ぬるい言葉で言うのではなく、厳格に定義付けられた国と地方の役割分担をきちんと定め、かつそれに対応した税制を国と地方できちんと確立していくことが大事だと思います。そのための税制調査会として全体最適を目指す姿勢が必要だと思います。

最後に、今後の政府税制調査会が政権の中でどう位置付けられていくかをできるだけ早期に明確にしていきたいと思います。この政府税制調査会は第二次安倍内閣になり、かつてに近い形で復活をしました。ただ、今の段階では、少なくとも我々委員には、いつ政府の諮問に対して答申を出すのか。中長期的な検討という役割を仰せついているわけですが、どのようなスケジュールで議論を進めていくのか。さらには政権での位置付けはどのようなものなのか依然としてよく分かりません。さらには、奥にいらっしゃいますが、マスメディアの方々も、一体、政府税制調査会は何をどうするのかという疑問を持っておられるように思います。そういう意味では、明確に政府税制調査会の位置付けを早期にはっきりさせていただいて、その与えられた役目をきちんと我々も果たしていきたいと思っています。

以上です。

#### ○中里会長

それでは、富山特別委員、お願いします。

#### ○富山特別委員

富山です。

私は、前の第一次安倍内閣と小泉内閣の時代に産業再生機構で仕事をしていまして、さっき吉川先生からあった、ずっと先送りをして、後で大変なことになった不良債権問題の最終処理をやったわけです。財務省の資料1ページ目のワニの口のものを改めて拝見して思ったのですが、あの時は結局、金融再生勘定で60兆円、我々が使った産業再生勘定に10兆円を用意して、70兆円を用意して最終的には処理をしたわけです。これはほぼ1年分の歳出総額に近い金額なので、やはり先送りするとああいうことになってしまうのだなということを改めて思いました。財務省もその枠の設定をよく許してくれたなと思ったのですが、それだけ大変だったということだと思います。

何が言いたいかというと、ワニの口の問題というのは結局、同じ問題なわけで、これは先送りをすればするほど後で何か起きたときのショックがすごく大きいわけで、その時に今、言っている成長戦略が滑った、転んだというのは、多分、全部すっ飛んでしまうような話になります。全てむなしい議論になるので、ですから、この問題はやはり先送りしてはいけないというのはまず、全ての基本の議論だと思います。

これは会社で言うと、売上げの倍ぐらい支出がある会社になっているわけで、売上げの20倍ぐらいの借金を背負っている会社なわけで、これはもう普通だったら即倒産で、多分、再生型倒産は無理で、破産するような状況ですので、ここは前提として踏まえておかなければいけないと思います。ですから、全ての議論は、どうやって売上げを増やせるかという議論を真剣にやらなければいけない。

あえて売上げと申し上げたのは、これも幾つかの先生がおっしゃっていたように、課税徴税権というのは力づくで全部取れるほど甘いものではなく、払う側がわりと気持ちよく払ってくれないといろいろな形で逃げられてしまうわけですから、払う側にとっても払いやすいというか、分かっているけど、払ってしまうのだよなという仕組みをどう上手につくるかという、ある種の営業マーケティング戦略をここで議論していくという問題意識が必要なのだろうと私は基本的に思っています。

もう一点、景気と経済成長の関係でよく消費との関連のいろいろな議論がされます。さっき武田委員からありましたが、私も子供が大学生ぐらいですが、今の大学生はとにかくけちです。特に若年層の消費性向は著しく下がっていて、私は多分、同じ年代のサラリーマンの人よりはるかに収入が多いのですが、子供たちはけちです。理由は簡単で、親父が幾ら金を持っていても、相続税で全部取られちゃうのだろうと。将来、消費税が上がるだろう、税金が上がるだろうということを十分に予測していて、日本の財政状況がいかにひどい状態かぐらいのことを彼らは知っています。あるいはさっ



きやった社会保障制度がどう見てもサステイナブルではないということを彼は知っているのです。だから、大学生は車に乗らないし、草食化するのです。そんなのは当たり前の話です。ですから、正直に言って、財政再建の道筋が見えることは、多分、消費に関しては最大の景気刺激策になると思います。ですから、ここもやはり忘れてはならず、国民はそんなにばかではないのです。若者はそんなにばかではないです。実は、彼らはすごくスマートです。非常に合理的に今の状況に対応していると思います。

ですから、そういうことを踏まえて、この議論は実は、大きな非常に、超長期というのは、本当に悠久の日本国民の視点に立つべきで、その視点で議論をすべきで、当座の会社が滑った、転んだというのは、私はある意味で経済同友会の立場でもあるので、余り言うてはいけないのですが、申し訳ないが、それは大した問題ではありません。100年後のことを考えたら大した問題ではないです。そこはその視点に立って議論をすべきです。

もう一つ言ってしまうと、そういう意味で言うと、法人税は今やすごく厄介な税制になっています。これはいろいろな委員の方が指摘されたように、取りにくいし、でもない困るしという非常に厄介な存在であり、あともう一つ、法人税を変にいじると、これはひょっとすると日商さんから怒られてしまうかもしれませんが、私は自分の本業で日本の中小企業にすごく関わっていますが、中小企業政策は今、一つ間違えると稲作農家と同じようなことになると思っています。要は、何を守りたいのかということです。本当に競争力があって、本当にやる気のある中小企業は大いに応援すべきですが、そうではない企業がたくさんあるという現実があるのです。ですから、こういったことも踏まえて、もうここまで来ているので、こういう場所では本音の議論をした方が良くと思います。

私は同友会の立場ですが、これはもう企業、我々も、経済界というある種、狭い世界なので、利益代表としてここで陳情するのはやめた方がよく、あくまでも、くだいようですが、悠久な日本国民の視点からどういう税体系が良いかということ、高く遠い視座から議論をすべきで、幸い経済界も、佐々木さんあるいは田中さんも、私も新浪さんも割とそういう意味で言うと、視野、視座の高い方が今回、集まっているので、多分、そういったベースの議論が今回できると信じていますので、この税制調査会の議論の在り方としてはそういう議論をしてほしいとつくづく思います。

もう一点、これもどなたかがおっしゃっていましたが、最終的なアウトプットは経済への影響になります。これは財政を含めて経済の影響になります。そういう意味で言うと、社会実態、経済実態あるいは田中さんから指摘がありましたが、実は日本の産業はほとんど中小企業です。あるいはほとんどサービス産業です。GDPで言うと80%ぐらいがサービス産業で、製造業が20%でも、国内にある機能のかなりはサービスの機能になりますから、実は、90%がサービスの機能です。ですから、そういったことも現実に踏まえて議論をしていかないと、結果的に思ったこととアウトプッ

トがずれてくるので、そこはぜひ実態を踏まえた議論をしてほしいと思います。

今日の実態の議論は、実はマクロ的な実態だけではなくて、むしろ経営行動や個人の行動、行動経済学になると大竹先生の専門領域になってきますが、その次元までどういう行動上のインパクトを与えるのか、与えてきたのかというところの分析が必要な気がするので、そういう視点でもここで議論できたらと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、中静委員、お願いします。

#### ○中静委員

産経新聞の中静です。

私は、税制は専門外で、今まで政治記者、外交・安全保障、特に小渕財務副大臣のお父さんなどの取材をずっとしていました。

専門外ではありますが、今までのお話の中で国民意識というのがいろいろな先生から出ましたが、これからのあるべき税制を作っていく上で、国民の合意をいかに形成していくかが非常に大きなポイントになると思っています。国民の合意の形成は、先ほどからも負担をいかに強めていくかというか、負担をいかに増やしていくかについては非常に大きな抵抗があると、これが事実です。選挙でも高齢者の医療負担の問題などはやはりなかなか取り上げにくい現実がありますが、一方で、税全体をいかにあるべきものとしていくか。その時に忘れてならないのは、取りやすいところから取るというのは、これはやはりやりやすい、考えやすいにしても、例えば富裕者、お金持ちの人から取る、大企業から取るという形で本当に良いのかどうか。先ほど課税最低限の問題が出ましたが、この問題も含めて考えるべきだと。

やはり公平・公正な税制ということが国民の理解にとって非常に重要なことではないかと思っています。その意味では、所得の把握、これは先ほどのマイナンバーのこれからの運用の仕方にもよるのですが、やはりクロヨンなり、トーゴーサンピンといわれているような税の把握の在り方で良いのか。

それともう一つ、一番強調しておきたいのは、優遇税制の問題をどう考えていくか。いろいろこの税制調査会でも取り上げていますが、本当に優遇税制の問題はこのまま放置しておいて良いのかどうか、これも含めて、今の公平・公正と言われる税制を構築していくためにやはりいろいろな問題点があると思いますので、それを総点検した方が良いのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

新浪特別委員、よろしくお願いします。

## ○新浪特別委員

ありがとうございます。

消費税の真っただ中になる消費の中心になりますコンビニ、小売りをやりますローソンの社長をやっています、新浪と申します。

私も、富山さんと同様で同友会の副代表をやっている、この中には大、中、小、ベンチャーもあって、いろいろなインタレストが交錯していますので、私自身も国の大所高所に立って税制面を考えていくということが必要だと思います。

先般、産業競争力会議メンバーとして総理の方から直接、諮問をいただきました。それは、経済成長を持続的に進めるために税制というものを考えてもらいたい。こういうような御指摘を直接いただいて、この会議に入れていただきました。

私は、税制というテクニカルな面を考えるのも大変重要なのですが、根本的にこの社会が、非常にパラダイムが変わってきている。また、それが変わっていくと、これをしっかりと、いろいろな委員の先生方がおっしゃっていましたが、定量面も含めてファクトや実態を分析して、それとともに今回のアベノミクス、日本再興戦略を十分勘案して、腰を据えた議論をすべきだと思います。

願ったりなのは、大変長期政権がここにできたわけですから、この数年間こういった議論ができなかった。リボルビング・プライムミニスターと外では揶揄されていますが、ここできちっと世界に対しても、こういう税制、こういうことをやっていくのだということが言える状況ですので、まさに良いタイミングだと思っています。

その中で具体的に社会構造の変化というのは、先般言われていますように、少子高齢化や働き方の多様化も大変変わってくる。どうこれを税の中に組み合わせていったら良いのだろうか。雇用が流動化していく。また、女性の労働参加というのが今回、アベノミクスの中で言われていますが、実は、それ以外にも高齢者の方々も労働に参加してもらおうと、こんなことも中には入っています。

また、企業面では、グローバル化がますます進んでいくわけですが、まさに多国籍化、そして日本企業の内部留保が大変ある。厚い。また一方で、数値を見えますと、経常利益の上昇率に比べて賃金の上昇率が非常に低い。こういう状況がある。そんな中で日本企業、そして世界企業はイノベーション競争を大変やっている。また、今、富山さんからありましたように、もうものづくりではなく、サービス・エコノミーにシフトしているのだという事実を理解していかなければいけない。また、国際間での電子取引が大変拡大している。そして、知的財産権のもとの取引も拡大している。こういう中で、このようなことをもっとファクトで捉えて、そして日本再興戦略、成長プランとともに私たちはこの政策を後押しするような体系をつくっていく必要があるのではないかと思います。

この構造的問題についてしっかりファクトをファインディングし、分析していくというのは、何十人の会議体では非常に無理があると思います。そういった意味で、小

委員会を作って、きちっとまとめて、共通意識を持った上で、その上でテクニカルな面は官僚の皆さんは大変得意ですので、そのベースとなることの共通認識を持つことの方が大切なのではないかと思います。

さて、消費税は、我々は大変つらい立場ですが、絶対上げるべきだと、予定どおり上げるべきだと思います。法人税は、私も一定程度下げるべきだと思いますが、一方で法人税の下げ競争に入るのはいかがなものかだと思います。むしろ、税制だけでなく、他の経済成長施策との合わせ技だと思います。デフレ脱却をし、その結果、もっと安心して消費ができる。そして企業が賃金をしっかり上げていく。この辺は、私は労働組合ではありませんが、やはり賃金が上がってこなかったなと思うわけです。上げられる環境というのはやはりデフレの脱却であろう。こういうことがあって、そして消費が活性化するシナリオ、その中で企業も活性化し、一方で、将来の社会保障の不安も少しずつ少しずつ軽減されていく。こういう正のサイクルを作っていく中で、税はそれをバックアップしていくということだと思います。決して税だけでこの国にいたい、いたくないということが決まるものではないと思います。

先般、カリフォルニアに行ってきましたが、税が高いなど。確かに逃げるだろうなど。払っていないところがたくさんあるわけですが、四十数パーセントの中でもあれだけ活気があるのは何なのだろうなど、ビジネスマンたちはブスカ言っています。こんな税金が高い、しかし、あれだけのダイバーシティ、あれだけのイノベーション、あれだけの富をつくり、あれだけの企業が集まってくる、何かですね。やはり税のみならず、魅力のある国をつくっていくことこそが、我々がそれをバックアップする大きな支えになる税制を審議していく、諮問されている、そういうことではないかと思います。

最後に、一方で、所得税、相続税との合わせ技で私は出国税も考えるべきではないかと思っています。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

ここで時間がちょうど切れたのですが、7人の方の御意見を承りたいと思いますので、どうぞ御遠慮なくおっしゃってください。

では、野坂委員、よろしくお願いします。

#### ○野坂委員

残り7人のトップバッターです。読売新聞の野坂です。

私は、経済記者を20年以上やっており、記者の立場から発言をしたいと思います。

財政再建が急務であることは冒頭の財務省、総務省の説明で改めて認識したわけですが、大前提として、歳入だけではなく歳出カット、歳入歳出両面から取り組まなければいけない。これが大前提だと思います。税制調査会ですので、もちろん税につい

て議論するわけですが、税調としても歳出に対してにらみを利かせる、そういう立場を堅持すべきだと思っています。その上で税について申し述べたいと思います。

先ほど基幹３税の推移の説明がありました。法人税と所得税のグラフは右肩下がりになっていますが、この背景として要因は様々あるでしょう。ただし、明らかに異常であることは事実なわけですが、何人かの委員の方が、法人税の課税について日本は非常に重いのだという発言がありましたが、一方で、このグラフを見ますと、これを着実に上げていく、もちろんこれもまた、公正・中立・簡素が前提になりますが、取れるところからとっていないのではないかという気持ちは国民の素朴な思いだと思います。所得税、法人税、しっかり補足できるところは捕捉し、また必要に応じて課税ベースの拡大も考え、税収を確実に上げていく手段、方策を税調としても考えていくべきであると思います。

冒頭、大臣から安倍政権の最大の命題は、日本経済の再生である。デフレ脱却なのだという御説明が改めてありました。私もそのとおりだと思います。経済が再生し、そして着実に税収も上がっていく。そういう好循環をもたらすために税調としても支えるようなものを考えていかなければいけないと思います。

消費税増税については、総理が秋に最終判断をされるということですので、その決断を待ちたいと思っています。日本経済、今はもう本当にようやく浮上できるかどうかの重要な局面ですので、総理に誤りなきよう判断していただきたいと思っています。

マイナンバー制度についても申し述べたいと思います。

マイナンバー制度、長年の懸案がようやく実現するということで大変評価しています。公正で効率的な課税、また、社会保障給付を行う重要な基盤になり得ると期待しています。ただ、国民の間には、なお情報漏洩などの懸念がくすぶっていますので、問題はこれからのスタートが大変肝心である。信頼できる制度をつくった上で、いずれ３年後に見直すということですので、より利用を拡大する上でもしっかり制度設計していただいて、運用していただきたいということです。

最後に国際課税、これも大変重要な問題だと認識しています。多国籍企業の行き過ぎた節税は野放しにできないと思います。たとえ現行法上は合法的だとしても、このままこういう状態で、各国で多国籍企業が税を逃れることは何としてでも歯止めをかけなければいけない。日本がこの問題について議論をリードしてきたという経緯があるようですが、今後、国際的なさらなる調和、具体的なルール作りについて一段と日本政府に期待していますし、また、税調としてもバックアップをしていきたいと、その議論に加わっていきたいと思っています。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

林特別委員、お願いします。

## ○林特別委員

東京大学経済学部の林と申します。

皆さんがおっしゃったことですが、現状の歳出と歳入を見ると、歳入の増加は必要であるのは当然のことです。これは二つあると思うのですが、これはマイナンバーや、国際課税と関連することですが、払うべき人からしっかり取るというのが一つ。

二つ目は、増税は当然必要でしょうということです。これも皆さんがおっしゃったことですが、ただ、ポイントとして、マスコミなり何なりの議論というのは、やはり国税が中心になっています。もちろん消費税の増税は当然ですし、資産税に関しても、特に相続税はもっと強く増税すべきだと思っています。ただ、国税だけではなく、これもまた何人かの先生がおっしゃいましたが、地方税と社会保険料の両方を考える必要があるかなと思っています。

特に、私の専門と関連することでもありますが、地方も国の増税の受け身的な立場にいるのではなく、地方税の増税をしっかりと考える必要があるのかなと思っています。これは、数年前にとられた国から地方への税源移譲という形ではなくて、地方が主体的に税率を上げるということです。

ただ、地方税の増税に関して2点注意しなければいけないことがあります。一つ目は、地方税は、これもどなたかがおっしゃったかと思いますが、いわゆる応益なり、応益原則という言葉を用いて議論されやすいと思います。ただ、この議論は北米型の基礎自治体、いわゆる公共サービスを中心にしか提供していないような自治体を中心に発展していった議論です。そういった基礎自治体が存在している場合だと問題はないのですが、日本のように地方歳出のほとんどが再分配的な歳出の場合は、そもそも応益という議論は定義上、少しきつい議論かなと思っています。応益の観点から議論を進めると、また間違った社会的に好ましくない結果になるのではないかなと思っています。これが1点目です。

2点目は、先ほど地方税の増税という言葉を使いましたが、いろいろな形をとることができると思いますが、当然それによって地方税のウェイトが上がることになります。ただ、今回の消費税、地方消費税の増税からも分かることですが、地方税のウェイトを増やすと地域間の税収格差が広がるというのは誰が考えても当たり前のことです。一方で、地方交付税があるではないかという議論がありますが、地方交付税の均等化の効果はほとんどないと考えてよいと思います。もちろん財源保障効果はちゃんとあるのですが。

ということで、地方税の増税をする場合は、追加的な地域間の移転制度が必要になるかなと思っています。これがこういった形をとるかはテクニカルな議論が必要かと思いますが、新たな地方財源を使った拡大版の譲与税になるのか、踏み込んで同一的な共同税を取るのかと二つあるのかなと思っています。

この辺ぐらいまでしか私は考えていないのですが、また、社会保険料の議論はちゃ

んとしていないのですが、いずれにしろポイントは、これも複数の先生方がおっしゃったように、国税、地方税、社会保険料、三つに十分に目配りをした議論が必要かと思っています。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

平田委員、よろしくお願いします。

○平田委員

日本経済新聞の平田です。

経済のグローバル化が非常に進んでいるわけですが、会計制度と税制というのはどうも後追いになっているのではないかと日頃思っていました。当然、この税制調査会でもその辺から入るのかと思っていましたが、国際課税というオフショアの方に行ったものですから、あれれと実は思っていたのですが、国際課税の問題を議論するとますます日本の税制とか、会計制度の問題点とか、いびつさがどんどん浮き彫りになってくるのではないかと。そういう意味でも、まず、国際課税のところへ入って行って、日本の問題点、良いところもあると思います。良いところ、悪いところ、その辺のところをどんどん議論していったらよいのではないかと思います。

私は、40年ほど前、この建物の記者クラブに詰めていまして、税制調査会は秘密で行われていましたので、廊下の外で委員が出てこられるのをずっと取材するということをしていました。今回、このように公開で行われるというのは非常に良いことだと思います。それと同時に、国際課税等も新聞報道では非常に隔靴搔痒な議論が多いので、できましたら、G8、G7あるいはOECDで議論されている内容、データをまずこの調査会に公開してほしいと思います。データなしで議論しても、感情論というか、感覚論になってしまいますので、ぜひ当局の方に、なかなか難しい面があるかと思いますが、なるべくデータを公開していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○中里会長

ありがとうございます。

増井委員、お願いします。

○増井委員

税収調達力の回復、課題はこれに尽きると思います。

以上です。

○中里会長

御協力ありがとうございます。

それでは、宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

宮崎です。一言で済まなくてごめんなさい。

木を見て森を見ずという言葉がありますが、議論がテクニカルになればなるほど、全体像が見えにくくなってしまうと思うのです。税はまさにこの国の骨格を形成するものですから、その全体像を見失ってははいけません。単に制度というだけでなく、この国の哲学や、価値観や、文化を創造し、それらの基盤として支えているものですから、そこのところを見失ってははいけないということを強く感じています。

例えば中心的なテーマである公平な負担について、では、公平の中身は何だろうかというときに、ちょっとメタファーで申し上げますが、学生に聞くと、さぼっている学生も一生懸命な学生も同じ点をつけるのが公平だと簡単に答えてきます。一生懸命やっている方はそれなりに評価してほしいと言う学生もいるのですが、実は、さぼっていても良い点を取れる子もいれば、一生懸命やっても結果が出せない子もいるのです。そうすると、そう簡単な話ではないのです。

では、公平をどう考えるのか。払うべき人から取るというお言葉が何人もの先生方から出ていますが、払うべき人というのは誰なのか。そういうことがまさにこの国の形をつくる哲学ではないかと思います。時間軸も目先の問題解決型の改革か、大きなデザインなのか、そういう中身の質的なところ。どこまでが官で、どこからが民なのかというような話。直間比率とか累進性の在り方あるいは課税最低限の問題とか、もう先生方、皆さんがおっしゃられましたが、私も非常にこの辺は個別具体的にいろいろ考えるべきだと思いますが、それを考えるときに、従来の伝統的な議論の延長線上で良いのかどうか。

グローバル化というのは情報化です。そうすると、ツイッターで政権が転覆してしまう今日に、あるいはスノーデン事件のような、たった一人のよくわからない若者が口走ったことで世界が揺れてしまうような時代に、私たちがどのような議論をしていけばよいのかというのは大変大きな問題ではないかと思っています。

実は、その辺のところで非常に今日感銘を受けたのは、様々な専門の委員の方々がいらっしゃる。このコラボレーションで時代を生み出していくのだという場に、まさにこの税制調査会がなると素敵なのではないかと思います。

私が所属している政策情報学部は、恩師である加藤寛先生が、従来の細分化、専門家された個別科学では対応できない問題について、超領域で、つまりトランスディシプリナリに対応するにはどうしたらよいかというアカデミズムの再編の過程で生み出した概念です。今日では世界的に学問の受け皿的な分野になっています。そういうことがまさにここで求められているのではないかと思います。その加藤先生は税調の会長を10年間、大変御苦労されましたが、脅しにも嫌がらせにも絶対屈せずに姿勢を貫かれていたのを私は間近で見てきました。残念ながら、今年お亡くなりになりましたが、公共政策に懸ける熱い思いを引き継いでいければと思っています。

どうぞよろしくお願いします。



## ○中里会長

ありがとうございます。

山田特別委員、お願いします。

## ○山田特別委員

税理士、会計士の実務家としての経験を踏まえて、二つ意見を申し上げます。

一つは、中小企業が内部留保により資本を充実しようと思える風土形成を行うことと、それを実行しやすくする法人税制の検討、創設です。内部留保して資本を充実し、倒産しづらい会社にする。これが会社にとって必要であり当然という考え方の経営者の多い国にすべく啓蒙活動などが必要と考えます。中小企業がそのようになる一つのきっかけとして、中小企業の法人実効税率を下げるべく検討することと、大災害による大損害を被った場合には、法人税を支払うインセンティブになりますので、10年程度の長期間の欠損金の繰戻し還付を行う税制構築を行うべきと考えます。

二つ目は、数人から意見がありましたが、給与所得控除の見直しです。中小企業が家族役員などに所得を分散した要因は、実態以上に手厚い給与所得控除の存在も見過ぎせないと考えています。昨年の改正で1,500万円以上の部分の給与収入に対する給与所得控除はゼロとする見直しが行われましたが、それより下の給与収入に対する見直しは行われていません。給与所得控除が現実の給与経費より手厚くなっているのは、いわゆるクロヨン、トーゴーサン問題が関係しているなど、この問題は様々な課題と連動しており、縮減は極めて困難なことは承知していますが、マイナンバー制度の導入に近いことも踏まえ、純粋に給与所得控除額としてはどの程度が妥当かを再検討し、少額であっても縮減すべきと考えます。その上でもやはりクロヨン、トーゴーサン問題の調整が必要というのであれば、給与所得控除の中で調整せず、別途、他の方法を講ずべきと考えます。

以上です。

## ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、吉川萬里子特別委員、よろしくお願いします。

## ○吉川（萬）特別委員

私は、全国の消費生活センターの消費者相談窓口で消費生活相談を担っている消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人の理事長です。

日々、消費生活センターではいろいろな相談に応じています。税金については、例えばこれが内税か外税かとか、表示の仕方が間違っているのではないかという相談には応じていますが、税制そのものについての相談が寄せられることはあっても相談に応じることはありません。というよりできませんというのが現状です。

相談を受けていて、感じていることは、消費者の多くは自分の将来に不安を感じているのが今の状況だと思います。自分の将来の生活に不安を抱いており、その不安を

払拭したいがために悪質業者にこれが良いですよ、儲かりますよと言われればその言葉を信じて取引に参加して悪質商法の被害に遭ってしまっている。決して欲ぼけではないということです。自分の将来への不安を払拭し、自助努力をしたつもりが悪質商法の被害に遭ってしまったというのが現状です。

消費者の不安の解消は社会保障制度の充実にあるとすれば、先ほど財務省からお示しいただいた、歳出に対して歳入が余りにも少ないということで、社会保障制度の充実どころではないというのは困る。国家の財政が今より安定し、私たちの将来への不安が少なくなるのであれば消費税増税もやむなしと考えています。国家の収支がもう少し健全なものにならないか、少しでも健全な状態になるようにと考えています。

つまり、今の国の財政は破綻しているといっても過言ではないか。財政再建への道筋をきっちり立てていただくことが消費者への最大のプレゼントではないかと思っています。国際的にも日本への信頼に応える道ではないかと思っています。

消費者の不安や思いを裏切らないでほしいです。税金は公正・公平でなければいけないと基本的には思っていますし、先ほどから出ていたように、税金は取られるのではない。納めるものだということが本当に実感として私たちが感じられるようなものであらねばならないと思っています。しっかり消費者の立場で議論に加わっていきたいと思います。

## ○中里会長

ありがとうございます。

私の全面的な不手際で20分以上もオーバーし、大変申し訳ありませんでした。おかげさまで、今日は本当に実り多い議論ができたのではないかと思います。非常に大きな議論から個別の議論まで、貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

第1回の会合で総理から、グローバル化、少子高齢化の進展等の経済社会構造の変化に対応して「公平・簡素・中立」の三原則の下、民需主導の持続的成長と財政健全化を両立させながら、強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現することを目的として、中長期的視点から、あるべき税制の在り方について答申をとということで諮問を受けたところです。

これらは非常に大きなテーマですが、今後、政府税制調査会の任期である3年間の中で、この総理からの諮問に正面から取り組んでいきたいと考えています。論点は多岐にわたりますが、本日、皆様からいただきました様々な御意見を踏まえまして議論を展開していきたいと考えています。

その中で、最初は、先般の総理、本日の麻生大臣からの御発言にありましてとおり、国際課税やマイナンバーをはじめとする税務執行、そういう議論からスタートさせていきたいと考えています。

具体的な審議の進め方やスケジュールについては、本日の皆様からの御意見を踏まえながら、私の方で整理したいと考えています。

次回は、秋の開催ということになりますが、具体的な会議の日程及び議事内容等の詳細については、事務局を通じて御連絡いたします。

また、本日の会議の内容については、この後、記者会見で御紹介したいと思います。どこまで正確に再現できるか分かりませんが、頑張ってみます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。